

デジタル庁
○ 令第九号
総務省

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に
関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め

る事務を定める命令の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六十八条 法別表百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇十一 略〕 十二 子ども・子育て支援法第二十七条第一項の施設型給付費、同法第二十八条第一項の特例施設型給付費、同法第二十九条第一項の地域型保育給付費又は同法第三十条第一項の特例地域型保育給付費の支給に関する事務 〔十三〇十七 略〕 十八 子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の施設等利用費の支給に関する事務 十九 子ども・子育て支援法第三十条の十五第一項の乳児等支援給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二十 子ども・子育て支援法による乳児等支援支給認定証に関する事務 二十一 子ども・子育て支援法第三十条の十七第一項の乳児等支援給付認定の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 二十二 子ども・子育て支援法第三十条の十八第一項の乳児等支援給付認定の取消しに関する事務 二十三 子ども・子育て支援法第三十条の二十第一項の乳児等支援給付費又は同法第三十条の二十一第一項の特例乳児等支援給付費の支給に関する事務 二十四 〔略〕	第六十八条 〔同上〕 〔一〇十一 同上〕 十二 子ども・子育て支援法第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給に関する事務 〔十三〇十七 同上〕 十八 子ども・子育て支援法第三十条の十一の子育てのための施設等利用給付に係る支給に関する事務 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 十九 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条 法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることにより効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
【略】 百五十五 市町村 長	【略】 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて百五十七条で定めるもの	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】

第百五十七条 第二条の表百五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇九 略】

十 子ども・子育て支援法第二十七条第一項の施設型給付費、同法第二十八条第一項の特例施設型給付費、同法第二十九条第一項の地域型保育給付費又は同法第三十条第一項の特例地域型保育給付費の支給に関する事務 当該支給を受ける教育・保育給付認定保護者（同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。第十二号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

【十一〇十六 略】

十七 子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の施設等利用費の支給に関する事務 当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者（同法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。第十九号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

改正前

第二条 【同上】

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
【同上】 百五十五 市町村 長	【同上】 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて百五十七条で定めるもの	【同上】	【同上】
【同上】	【同上】	【同上】	【同上】

第百五十七条 【同上】

【一〇九 同上】

十 子ども・子育て支援法第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項の子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 当該支給を受ける教育・保育給付認定保護者（同法第二十条第四項の教育・保育給付認定保護者をいう。第八号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

【十一〇十六 同上】

十七 子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務 当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者（同法第三十条の五第三項の施設等利用給付認定保護者をいう。次号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係

十八 子ども・子育て支援法第三十条の二十第一項の乳児等支援給付費又は同法第三十条の二十一第一項の特例乳児等支援給付費の支給に関する事務 当該支給を受ける乳児等支援給付認定保護者（同法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報 十九 〔略〕	情報 〔新設〕 十八 〔同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この命令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。